

平成 14 年 7 月 16 日

各 位

会 社 名 日本オラクル株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 新宅 正明
最高経営責任者
(コード番号 4716 東証第一部)
問 合 せ 先 常務執行役員 野坂 茂
最高財務責任者

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成14年7月16日開催の取締役会において、商法第280条ノ20ならびに商法第280条ノ21に基づく新株引受権方式によるストックオプションの付与について、下記内容にて平成14年8月21日開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由
当社取締役および従業員に対し、当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的に、ストックオプション制度を実施するため。
2. 新株予約権割当の対象者
当社取締役および従業員
3. 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 500,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により調整し、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{併合の比率}$$
4. 新株予約権の総数
5,000 個を上限とする。
(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、3.に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)
5. 新株予約権の発行価額
無償で発行するものとする。

6. 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日（ただし、取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、当該金額が発行する日（当日取引がない場合は、その日に先立つ直近日）の終値を下回る場合は、発行する日の終値とする。なお、発行する日以降に時価を下回る価額で新株発行（新株予約権の行使の場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、発行する日以降に当社が株式分割または併合を行う場合は次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・併合の比率}}$$

7. 新株予約権の行使期間

平成16年10月1日から平成24年8月21日まで

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使時においても当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、当社と割当対象者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社の取締役または従業員の地位を失った場合も引続き、その権利を行使することができる。

(2) 新株予約権の行使は以下の区分に従って、割当された権利の一部または全部を行使することができる。

平成16年10月1日以降、割当された権利の2分の1の権利を行使することができる。

平成18年10月1日以降、割当された権利のすべてを行使することができる。

(3) その他細目については、平成14年8月21日開催予定の第17回定時株主総会決議および今後の取締役会決議に基づき、当社と割当対象者との間で締結する割当契約に定めるところによるものとする。

以上